

平成 17 年度介護保険特別会計当初予算概要説明書

総 括

木曽広域連合（以下「連合」という。）が平成 15 年度に木曽郡の介護保険の保険者となってから約 2 年が経過し、平成 17 年度は、第 2 期事業運営期間の最終年度となる。介護保険法第 3 条の規程に基づき平成 17 年度の介護保険特別会計予算を編成するものである。

今年度の介護保険特別会計予算については、第 2 期介護保険事業計画期間(平成 15 年度から平成 19 年度)の途中の平成 17 年に山口村及び檜川村の 2 村が合併により構成町村から離脱するため、当初策定した介護保険事業計画の見直しが生じてきた。このため、平成 16 年度に介護保険事業計画策定懇話会を立ち上げて、第 2 期介護保険事業計画の見直しをした。これは、平成 14 年度に策定した介護保険事業計画をベースとした介護サービス利用等の見直しを行い、国が定めたワークシートにより、被保険者人数や利用介護サービス費等の推計に基づいて算定された数値を基準として、平成 17 年度の給付費の見直しをした。

また、事業計画の見直しにより、平成 17 年度の第 1 号被保険者の保険料の基準額は、従前と同様に年額 36,240 円（月額 3,020 円）と定めた。

このことから、平成 17 年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,762,379 千円とし、平成 16 年度の当初予算総額 2,909,000 千円と比較し、146,621 千円減、率で約 5.04%減となるものである。

平成 17 年度は、平成 18 年度から始まる第 3 期介護保険事業計画を策定する年度となっている。このため、今度の介護保険事業計画に反映される介護保険制度の見直しは、平成 16 年度に国の社会保障審議会の介護保険部会において、制度改革の大綱が示され、平成 17 年通常国会に関連法案が提出される予定である。制度改革は平成 18 年 4 月からの施行となり、介護報酬や診療報酬の改定がされる見込みである。また、次期介護保険事業計画の基礎的資料となる要介護・要支援認定者、元気老人の実態や今後のサービス利用意向を把握する高齢者等実態調査を平成 16 年度に実施し、これらを反映した第 3 期介護保険事業計画(平成 18 年から平成 20 年まで)は、平成 17 年度に介護保険事業計画策定懇話会を立ち上げて、策定することとしている。これにより、第 1 号保険料の改定もされる予定である。

今年度においても、各サービス事業所、ケアマネージャー及び各町村担当者等との連携を密にし、また、介護保険制度の見直しが平成 18 年度から施行されることから、事前に広報等を行い、利用の促進及び住民の理解が図られるよう円滑な介護保険運営に努めたい。

歳入

介護保険特別会計予算の歳入の主なものは、保険料、町村負担金、支払基金交付金、国庫及び県支出金及び諸収入であり、その金額及び割合は下表のとおりである。

(単位：千円)

項目	金額	構成比%	前年	比較
第1号被保険者保険料	427,240	15.47	457,322	30,082
町村負担金(合計)	402,545	14.57	428,187	25,642
一般分	67,295	2.43	76,687	9,392
介護給付費分	335,250	12.14	351,500	16,250
国庫支出金	726,015	26.28	761,744	35,729
支払基金交付金	858,241	31.07	899,841	41,600
県支出金	335,641	12.15	354,422	18,781
財産収入	1	-	1	0
基金繰入金	3,295	0.12	1	3,294
繰越金	3,870	0.14	850	3,020
諸収入	5,526	0.20	6,630	1,104
使用料及び手数料	5	-	2	3
合計	2,762,379	100.0	2,909,000	146,621

1 保険料

1) 介護保険料

1 第1号被保険者保険料

圏域内の被保険者のうち、第1号被保険者となる65歳以上者数は、11,107人を見込み、その保険料は、年金より天引きされる特別徴収分、それ以外の普通徴収分及び過年度分である。

(第1号被保険者保険料)

	総数	特別徴収分	普通徴収分	過年度分
被保険者数	11,107人	(89%)	(11%)	
保険料額	427,240千円	380,249千円	46,426千円	565千円

2 分担金及び負担金

1) 負担金

1 町村負担金

介護保険給付費負担金については、法定により保険者負担割合として12.5%の負担が義務付けられている。

当連合においては、規約により各町村の給付実績額の12.5%とすることが定

められており、介護保険給付費の見込額の総額2,682,000千円の12.5%として、335,250千円を計上するものであるが、17年度当初予算における各町村別の具体的負担金額については、各町村の15年度保険給付実績額に応じた負担割合により算定したものである。

(町村別介護保険給付費負担金) (単位：千円)

町村名	負担割合%	負担金額	町村名	負担割合%	負担金額
木曽福島町	18.10813	60,707	開田村	6.30542	21,139
上松町	19.20651	64,390	三岳村	6.65802	22,321
南木曽町	15.96317	53,517	王滝村	2.73629	9,173
木祖村	10.51272	35,244	大桑村	12.37680	41,493
日義村	8.13294	27,266	総計	100.00000	351,500

職員体制は、保険者事務に従事する職員5名体制とし、内1名分を一般会計負担とし、特別会計では職員4名分の人件費を計上している。なおこの他に1名の臨時職員の雇用を予定している。

これらの人件費のほか必要な経費の負担金として、67,295千円を計上するものである。

(介護保険関係一般事務費負担金) (単位：千円)

科目(内容)	金額	備考
職員人件費	30,639	職員4名分
一般管理費	10,000	システム保守委託料、通信費運搬費分他
介護認定関係	23,866	介護認定審査、認定調査関係費用
事業計画策定	713	介護保険事業計画策定懇話会関係分
趣旨普及費	125	介護サービス適正実施指導事業分
特別対策分	1,132	低所得者対策分
償還金	1	国庫支出金、介護給付費町村負担金等返還金
公債費	70	一時借入金利子
予備費	749	予備費
合計	67,295	

3 国庫支出金

1) 国庫負担金

1 介護給付費負担金

介護給付費総額2,682,000千円に対する、法定20%、536,400千円の国庫負担分である。ほか過年度分として発生した場合に備え1千円の計上をした。

2) 国庫補助金

1 調整交付金

制度上、介護給付費 20%の国庫負担額のほかに、同給付費等の 5%相当分の調整交付金がある。木曾圏域においては、後期高齢者（75 歳以上者）の割合や低所得者割合が全国平均よりも高いこと等の調整があり、5%を上回る 7.07%分、189,614 千円を見込んだ。

2 介護保険事業費補助金

圏域内の介護サービス事業者及びケアマネージャー等を対象に、介護サービスの向上や適正な実施を目的とした、介護サービス適正実施指導事業に対する補助金であり、いままでも専門講師を招いての研修会、講演会、シンポジウム等を実施してきている効果的な事業である。

補助金額は、事業費 2 分の 1 補助であるが、三位一体で一般財源化された。

4 支払基金交付金

1) 支払基金交付金

1 介護給付費交付金

介護保険被保険者のうち、第 2 号被保険者（40 歳～64 歳者）の保険料分として、介護給付費の 32%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されることからその額、858,240 千円を見込んでいる。また過年度分が発生した場合として 1 千円を計上している。

5 県支出金

1) 県負担金

1 介護給付費負担金

法定上の県負担金は、介護給付費の 12.5%であり、保険者負担分と同額の 335,250 千円を見込んでいる。また、過年度分が発生した場合として 1 千円を計上している。

2) 財政安定化基金支出金

1 貸付金

長野県全体で設置されている財政安定化基金からの貸付金であり、必要が生じた場合に備える科目設定（1 千円）である。

3) 県補助金

1 介護保険事業費補助金

低所得者等に対する負担の軽減を図るため、介護保険条例及び要綱に基づく、介護サービスを利用した場合の、利用者負担分の軽減分に対する補助金であるが三位一体により一般財源化された。

また、介護サービス適正実施指導事業補助金は、事業費 497 千円に対し、4

分の3の372千円を見込んでいる。

4) 県委託金

1 委託金

生活保護法の被保護者、及び介護保険法施行法第11条の適用除外の経過措置に該当する人等、介護保険の被保険者以外の者に係る要保護者の要介護状態等の審査判定に関して、木曽地方事務所長と木曽広域連合長との間に委託契約を締結していることから、依頼件数2件分17千円を見込んでいるものである。

6 財産収入

1) 財産運用収入

1 利子及び配当金

介護保険支払準備基金利子として1千円の見込計上である。

7 繰入金

1) 基金繰入金

1 介護保険支払準備基金繰入金

介護保険支払準備基金繰入金として3,295千円見込み計上である。

8 繰越金

1) 繰越金

1 前年度繰越金は、3,870千円の見込計上。

9 諸収入

1) 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金、加算金及び過料

該当する事項が発生した場合に備える科目設定である。

2) 雑入

1 雑入

介護認定調査のため、各町村の臨時職員等を雇用する経費や認定調査の委託料で5,515千円見込んでいる。また、厚生課の臨時職員の雇用保険料として9千円見込んでいる。

2 第三者納付金

要介護状態が、交通事故等の第三者行為が原因で生じたものであるときは、保険給付額を限度に損害賠償を請求できていることになっている。

9 使用料及び手数料

1) 督促手数料

1 保険料督促手数料

保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円徴収している。5千円の督促手数料を見込んでいる。

歳 出

介護保険特別会計当初予算の歳出の主なものは、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、基金積立金である。

総務費管理費には、職員4名分と介護認定事業費には、臨時職員1名分及び町村の雇用する臨時職員が含まれる。

科目別の予算額及び総額に対する構成割合は、下表のとおりである。

(単位：千円)

歳出科目	金額	構成比%	前年	比較
総務費	76,263	2.76	83,985	7,722
総務管理費	44,514	1.61	46,600	2,086
介護認定事業費	29,407	1.06	32,602	3,195
計画策定委員会費	713	0.03	570	143
保健福祉事業費	1,132	0.04	3,700	2,568
趣旨普及費	497	0.02	513	16
保険給付費	2,682,001	97.09	2,812,000	129,999
介護サービス等諸費	2,584,366	93.56	2,713,918	129,552
支援サービス等諸費	79,929	2.89	78,736	1,193
その他諸費	3,784	0.14	5,065	1,281
高額介護サービス費	13,922	0.50	14,281	359
財政安定化基金拠出金	2,840	0.10	2,844	4
基金積立金	1	-	6,811	6,810
諸支出金	455	0.02	1	454
公債費	70	-	2,500	2,430
予備費	749	0.03	859	110
歳出予算総額	2,762,379	100.0	2,909,000	146,621

1 総務費

1) 総務管理費

1 一般管理費

主な事業

職員4名分の人件費、介護保険一般管理費として、システム保守委託料、ネットワークシステム管理委託料10,442千円、役務費(郵送料等)1,872千円が

主なものである。

2) 介護認定事業費

1 介護認定審査会費

主な事業

介護認定審査会(3合議体)の委員報酬 6,516 千円及び認定審査施設協力費 968 千円、使用料及び賃借料(コピー借上料) 900 千円、臨時職員賃金 1,462 千円他、審査・運営に係る費用が主である。

2 認定調査費等

主な事業

介護認定調査に係る、主治医意見書作成手数料 11,246 千円、町村事務における臨時職員賃金 4,745 千円、認定調査委託料 570 千円が主なものである。

3) 計画策定委員会費

1 計画策定委員会費

主な事業

平成 17 年度は、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 3 期介護保険事業計画を策定することになっている。このための介護保険事業計画策定懇話会の委員報酬及び委員旅費と事業計画書の印刷費用である。予算額は 713 千円。

4) 保健福祉事業費

1 特別対策事業費

主な事業

低所得者等の介護サービス利用者負担金の軽減を図る費用である。その費用は、総額で 1,132 千円を見込んでいる。内、訪問介護に係る経過措置者等の負担軽減分の利用者負担分については、平成 17 年度から助成がなくなり、障害者に対する支援事業分として 260 千円見込み、社会福祉法人等減免分等で 800 千円見込んでいる。この事業は、4 分の 3 の額(国 2 分の 1、県 4 分の 1)の補助金があったが、三位一体により一般財源化されている。

5) 趣旨普及費

1 趣旨普及費

主な事業

介護サービス適正実施指導事業として、介護サービス事業者、ケアマネージャー等の資質向上等を目的とする、研修会、シンポジウム等の講師の謝礼、旅費、資料代等であり、予算額は 計 497 千円である。

この事業には、県 4 分の 3 の補助金がある。

2 保険給付費

1) 介護サービス等諸費

1 介護サービス給付費

主な事業

要介護者（介護度1～5）の介護サービス費の保険者負担分である。

給付サービスの種類については、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、及び居宅介護支援としての福祉用具購入費、住宅改修費及び、居宅介護サービス計画作成費等である。

予算額は、2,584,366千円で、保険給付費総額の、96.36%を占める。

2) 支援サービス等諸費

1 支援サービス給付費

主な事業

要支援者が利用する居宅支援サービス費の保険者負担分である。

居宅支援としての福祉用具購入費、住宅改修費、居宅支援計画作成費等である。予算額は、79,929千円で、保険給付費総額に占める割合は2.98%である。

3) その他諸費

1 審査支払手数料

主な事業

国保連合会へ支払う、介護報酬審査支払手数料である。

1件あたりの単価95円で、約39,830件分の、予算額3,784千円を見込んでいる。

4) 高額介護サービス諸費

1 高額介護サービス費

主な事業

制度上、要介護者や要支援者が支払った利用者負担額について、通常1ヶ月の世帯合計額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されている。この予算額は、13,922千円で、保険給付費総額に対し0.52%である。

3 財政安定化基金拠出金

1) 財政安定化基金拠出金

1 財政安定化基金拠出金

主な事業

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行なってもなお生じる保険料未納による保険財政の赤字の場合に、県財政安定化基金から資金の交付・

貸付を受けることができる制度があり、その基金への拠出金である。その額は、3年分の保険給付費の約0.1%分で、2,840千円を予定している。

4 基金積立金

1) 基金積立金

1 支払準備基金積立金

主な事業

第1号被保険者の保険料については、中期的財政運営方式により3年を通じて財政均衡が保たれるように決められ、平準化が図られることになっており、通常1、2年目に保険料の余ったものを積み立て、3年目にはそれを取り崩して給付費に充てる仕組みである。また、さらに積立金が余った場合は、次年度以降の保険料に反映されるものである。その額は1千円を見込んでい

5 諸支出金

1) 償還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険料還付金

主な事業

第1号被保険者保険料の過誤納のあった場合や被保険者死亡による保険料の返還金である。450千円を予定している。また、平成14年度以前の滞納保険料を町村に返還するものである。1千円を予定している。

2 償還金

主な事業

精算により発生する前年度分の国庫支出金等の返還金や介護給付費町村負担金等を返還するものである。

6 公債費

1) 公債費

1 利子

主な事業

保険給付費支払資金に不足が生じた場合、3億円を限度とする一時借入金の借入をした場合の利子(70千円)を計上している。

7 予備費

1) 予備費

主な事業

介護保険特別会計の予備費として、749千円を計上するものである。